○松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱

平成 22 年 11 月 1 日
告示第 275 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）に基づき、市が収集を行う一般廃棄物の排出に使用する松阪市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の指定及び事業者の認定等について必要な事項を定めるものとする。

（ごみ袋の指定）

第２条　市長は、市がごみ収集を行う際に市民が使用するごみ袋を指定するものとする。

２　前項の規定により市長が指定するごみ袋は、別表に掲げる規格による。

３　別表に定めのない分別区分のうち不燃ごみ・資源物については、透明・半透明袋を使用するものとし、規格及び認定の有無は問わない。ただし、三雲管内で行われている資源ごみの拠点回収においては、この限りではない。

（松阪市指定ごみ袋事業者の認定）

第３条　市長は、ごみ袋の製造、輸入、販売、配布等を行う者からの申請に基づき、松阪市指定ごみ袋事業者（以下「指定袋事業者」という。）を認定するものとする。

２　次の各号のいずれかに該当するものは、指定袋事業者の認定を受けることができない。

(1)　未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者

(2)　破産者で復権を得ていない者

(3)　国税又は地方税を滞納している者

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの又は同条第 6 号に規定する暴力団員が実質的に支配している会社等

（申請）

第４条　指定袋事業者の認定を受けようとする者は、松阪市指定ごみ袋事業者認定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　申請者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類

(2)　申請者が個人の場合は、事業主の身分証明書及び住民票の写し、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類

(3)　認定を受けようとする袋と外装の仕様及び印刷（デザイン）見本品

(4)　指定袋の流通経路及び販売予定店がわかる書類

(5)　前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（認定書の交付）

第５条　市長は、前条の申請書を受理した場合、その内容を速やかに審査し、指定袋として認定することが適当と認めたときは、松阪市指定ごみ袋事業者認定書（様式第２号。以下「認定書」という。）を、当該申請者に交付するものとする。

２　前項により指定袋事業者に認定されたもの（以下「認定事業者」という。）は、別表に規定する規格を遵守して指定袋を製造、製作するものとし、当該指定袋を起因として生じる一切の問題については、認定事業者が誠意を持って対処しなければならない。

（変更）

第６条　認定事業者は、認定内容に変更が生じた場合は、速やかに松阪市指定ごみ袋変更申請書（様式第３号）に変更の内容がわかる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

２　前項の変更申請について適当と認められるときは、松阪市指定ごみ袋認定変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知する。ただし、変更申請書の内容が、承認を要しない軽微な内容であるときは、当該申請書の提出をもって適正な届出が行われたものとみなす。

（廃止）

第７条　認定事業者が、指定袋事業者の認定を取り下げる場合は、松阪市指定ごみ袋事業者認定廃止届出書（様式第５号）に認定書を添付して、市長に提出しなければならない。

（改善指示等）

第８条　市長は、認定事業者の指定袋が別表に定める規格の一部に適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な改善指示又は指導をすることができる。

（取消）

第９条　市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、指定袋事業者の認定を取り消すとともにその事実を公表することができるものとする。この場合において、市長は、松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）第 13 条の規定による聴聞を経た上で判断しなければならない。

(1)　申請書の内容に虚偽記載をした事実が判明した場合

(2)　前条の改善指示又は指導に従わなかった場合

(3)　その他市長が著しく不適格と認める場合

２　市長は、認定を取り消すときは、松阪市指定ごみ袋事業者認定取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

３　指定袋事業者の認定を取り消された者は、直ちに認定通知書を市長に返還しなければならない。

４　指定袋事業者の認定を取り消された場合であっても、認定の取消しにより生じた一切の損害については、その責任を負わないものとする。

（指定袋の回収）

第 10 条　第７条により認定事業者の廃止を届け出たとき又は前条により認定事業者の認定を取り消されたときは、指定袋事業者は、市場に流通している指定袋を当該指定袋事業者

の責任において速やかに回収しなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 118 号）

（施行期日）

1　この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、飯南及び飯高管内において、現に保有する香肌奥伊勢資源化広域連合が指定するごみ袋については、この告示の施行後においても、平成 27 年 9 月 30 日まで使用することができるものとする。

様式第１号（第４条関係）　　年　　月　　日

（宛先）松阪市長

申請者
所 在 地
名　　称
代表者名
電話番号

松阪市指定ごみ袋事業者認定申請書

下記の仕様により松阪市指定ごみ袋事業者の認定を受けたいので、松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第４条の規定により申請します。

記

認定を受けようとする指定ごみ袋の種類	□　一般販売用
	□　その他　目的（　　）用
製 造 業 者	所 在 地 名　　称 代表者名 電話番号
認定を受けようとする袋の形状・容量	形　状　【　　】 容　量 □Ｌサイズ(推奨)／□Ｌサイズ:【縦　　mm×横　　mm】 □Ｍサイズ（推奨）／□Ｍサイズ【縦　　mm×横　　mm】 □Ｓサイズ（推奨）／□Ｓサイズ【縦　　mm×横　　mm】

添付書類

（１）申請者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類

（２）申請者が個人の場合は、事業主の身分証明書及び住民票の写し、業務経歴書、国税又は地方税の滞納がないことを証明する書類

（３）申請者と製造業者が異なる場合は、それぞれで（１）又は（２）の書類を提出すること。

（４）認定を受けようとする袋と外装の仕様及び印刷（デザイン）見本品

（５）指定ごみ袋の流通経路及び販売予定店がわかる書類

（６）前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）　　松〇指第　　号
年　　月　　日

様

松阪市長

松阪市指定ごみ袋事業者認定書

年　　月　　日付けで申請のあった松阪市指定ごみ袋事業者の認定について、当市が規定する認定基準に適合しているので下記のとおり認定します。

記

認定年月日	年　　月　　日
認 定 番 号	第　　号
製造・製作する 指定ごみ袋	

認定条件

※指定ごみ袋は市が定める規格のとおり製造、製作すること。

※指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題については、認定事業者が誠意を持って対処すること。

※指定ごみ袋を製造、製作した場合は、以下の書類等を提出すること。

（１）製造、製作した指定ごみ袋及び外装用袋

（２）厚さ及び強度の規格を示す書類

（３）使用したインク、顔料等の成分証明書【外国語の場合は日本語訳を付けること】

※認定内容に変更が生じた場合は、速やかに松阪市指定ごみ袋変更申請書（様式第３号）に変更後の内容がわかる書類を添付して届け出ること。

様式第３号（第６条関係）　　年　　月　　日

（宛先）松阪市長

申請者
所 在 地
名　　称
代表者名
電話番号

松阪市指定ごみ袋事業者変更申請書

年　月　日付け　第　　号により認定を受けた内容について変更が生じましたので、松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

認 定 番 号		
変更年月日		
変 更 内 容	変更前	変更後
変 更 理 由		
添 付 書 類 （変更後の内容がわかる書類等）		

※変更内容が承認を要しない軽微な場合は、この書類の提出をもって適正な届出が行われたものとみなします。

様式第４号（第６条関係）　　年　　月　　日

様

松阪市長　　印

松阪市指定ごみ袋認定変更承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました認定内容の変更について、松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

<table>
<tr><td>承認年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>認 定 番 号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>申　請　者</td><td colspan="2">所 在 地
名　　称
代表者名
電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変 更 内 容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第５号（第７条関係）　　年　　月　　日

（宛先）松阪市長

申請者
所 在 地
名　　称
代表者名
電話番号

松阪市指定ごみ袋認定廃止届出書

松阪市指定ごみ袋事業の認定を廃止したいので、松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

廃止（予定）年月日	年　　月　　日
認 定 番 号	第　　号
製 造 業 者	所 在 地 名　　称 代表者名 電話番号
廃 止 理 由	

様式第６号（第９条関係）　　年　　月　　日

様

松阪市長　　印

松阪市指定ごみ袋事業者認定取消通知書

松阪市指定ごみ袋事業者の認定について、松阪市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

認定年月日	年　月　日
認定番号	第　　号
取消年月日	年　月　日
取消理由	□申請の内容に虚偽記載があったため □改善指示又は指導に従わなかったため □その他市長が著しく不適当と認めたため
その他	

別表（第２条関係）

指定袋の規格

分別区分		可燃ごみ
項　　目		
内　袋	材　　質	ポリエチレン（高密度）
	容　　量	L（45ℓ）・M（30ℓ）・S（10ℓ）
	大　き　さ	指定袋は、以下のサイズを推奨します。 Ｌサイズ（800mm×650mm） Mサイズ（700mm×500mm） Ｓサイズ（500mm×450mm） ※袋口を結ぶ場合を想定し、印字位置及び規定容量の大きさを確保したものを作成すること
	形　　状	指定なし（Sサイズについてはレジ袋型の形状を推奨）
	厚　　み	0.025mm 以上 （Sサイズについては 0.020mm 以上）
	色・透明度	黄色 【PEX3252 又は DIC2087 相当色を使用し、中身が確認できる透明度を確保すること】 ※新聞紙の活字が袋越しに読める程度の透明度
	印　字　等	・片面１色印刷 ・印刷色＝黒色 ・印刷については、インクのはく離がないこと ・別図に示すものを印刷すること
外装袋の表示 （一般販売用）		外装には、以下の表示を行うこと ・松阪市指定ごみ袋 ・袋の種類【袋の種類の外国語表記もすること】 ・認定番号 ・形状（平袋型やレジ袋型等の形状） ・大きさ

	・容量 ・入り数 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づき表示を行うこと
外装袋の表示 （その他用）	外装には「松阪市指定ごみ袋」の表示を行うこと ※外装が無地無色の場合は除く
そ　の　他	・1 セットの枚数は限定しない。 ・指定袋に使用する顔料及びインクには、有害物質【カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等】が含まれないこと。 ・日本工業規格（JISZ-1702）を参考にその規格を十分に満たすこと ・指定袋は取り出しやすいように工夫すること ・家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）など関係法令を遵守すること。